

(案)

一般旅券の発給申請の受理等に係る権限移譲について

平成30年7月
東三河広域連合

1 趣旨

愛知県が「愛知県第六次行革大綱」において、市町村への権限移譲の状況を踏まえながら、旅券窓口の順次縮小・廃止を計画するなか、東三河8市町村においては、いずれの市町村窓口でも一般旅券に係る発給申請の受理や交付等ができるようにすることにより、地域住民の利便性の向上を図るもの

2 権限移譲の内容

(1) 権限移譲元等

① 権限移譲元

愛知県

② 権限移譲先

東三河広域連合

(2) 移譲される事務

① 一般旅券の発給申請の受理

② 一般旅券の交付

③ 一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理

④ 一般旅券の返納の受理及び還付

※ 一般旅券の作成事務については、愛知県東三河旅券センターの作成部門が引き続き実施

(3) 権限移譲時期

平成31年4月1日（予定）

(4) 窓口の開設場所等（予定）

市町村名	開設場所	開設時間
豊橋市	豊橋駅前開発ビル4階（新設）	平日 9:00～17:00
		日曜日 9:00～17:00
豊川市	豊川市プリオ窓口センター	平日 10:00～17:00
		日曜日 10:00～17:00
蒲安市	蒲安市役所	平日 9:00～17:00
新城市	新城市役所（新設）	平日 9:00～17:00
田原市	田原市役所	平日 9:00～17:00
設楽町	設楽町役場	平日 9:00～17:00

東 栄 町	東栄町役場	平 日	9:00～17:00
豊 根 村	豊根村役場	平 日	9:00～17:00

※ 豊橋市及び豊川市の日曜日は、旅券の交付のみを行う。

(5) 発給申請及び受取りの場所

① 発給申請

8市町村の住民等であれば、8つの窓口のいずれでも可能である。

② 受取り

申請した窓口に加え、豊橋駅前開発ビル4階（新設窓口）でも可能である。

権限移譲のメリット（具体例）

権限移譲前（＊）	権限移譲後
本籍地が田原市の豊橋市民は、田原市役所で戸籍証明書を入手し、その場で同時に旅券の発給申請を行おうとしても、田原市民ではないため、それができない。	田原市役所で戸籍証明書を入手し、その場で同時に旅券の発給申請を行うことができる。
設楽町には、旅券に貼付する写真を撮影できる店が少ないため、新城市まで出向いて写真を撮影した後、設楽町役場で旅券の発給申請を行う住民がいる。	新城市まで出向いて写真を撮影した後、その写真を持参し、新城市役所で旅券の発給申請を行うことができる。
東栄町では、旅券の発給申請及び受取りの場所がともに平日の東栄町役場になる。 （東栄町以外の窓口での受取りを希望）	平日に東栄町役場で旅券の発給申請を行い、日曜日に豊橋駅前開発ビル4階で旅券を受け取るとともに、豊橋駅前の旅行会社で海外旅行の相談・予約ができる。

＊旅券事務担当者から聴取した各市町村の実情等

(6) 標準処理期間（新規及び記載事項変更の場合の原則）

申請を受理してから旅券を交付するまでの標準的な日数をいい、申請日及び交付日を含み、土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始（12/29～1/3）を除いて計算する。

① 豊橋市を除く7市町村の窓口で交付する場合：8日

② 豊橋の窓口で交付する場合：6日（ただし、豊橋市を除く7市町村の窓口で申請を受理した場合は8日）

(7) 権限移譲の対象から除外されるもの（外務省に協議が必要な特殊な案件）

① 緊急発給

海外における親族の死亡等により、緊急に渡航する必要がある場合

② 早期発給

業務上の必要性及び緊急性により、市町村の窓口経由では渡航前の発給が困難と認められる場合

③ 対立地域への渡航

旅券法第4条の2ただし書の規定により、二重発給が必要な場合（例：イスラエルへの渡航歴がある者が同国と対立するアラブ諸国に渡航する場合）

④ 欠格条項に該当する場合

(8) 受付対象者

8市町村内に住民登録がある者又は愛知県外に住民登録がある者で8市町村内に居所がある者等

(9) 権限移譲に伴う愛知県の措置

① 市町村権限移譲交付金の交付

愛知県は、市町村権限移譲交付金交付要綱に基づき、権限移譲先の団体に対し、移譲事務の処理に要する経費として、毎年度予算の範囲内において、市町村権限移譲交付金を交付する。

ア 交付時期

毎年6月下旬

イ 交付金額（平成30年度の場合）

人件費（市850円／件、町村767円／件、広域連合908円／件×事務処理件数）＋固定費（10,000円）

② 初度備品の貸与

愛知県は、旅券事務を処理するために必要となる初度備品の一部について、権限移譲先の団体に対し無償貸与することにより、当該団体の負担を軽減することとしている。

50万円（上限）相当の備品、貸与期間5年間

3 各窓口における取扱件数（平成29年度）

窓 口		8市町村内に住民登録がある者 (注)	愛知県外に住民登録がある者で8市町村内に居所がある者等(注)	小 計	8市町村以外の県内市町村に住民登録ある者又は愛知県外に住民登録がある者で8市町村以外の県内市町村に居所がある者	合 計
愛知県設置	東三河旅券センター	11,642	97	11,739	597	12,336
	新城設楽旅券コーナー	910	1	911	11	922
6市町村設置	豊川市プリオ窓口センター	4,575	16	4,591	—	4,591
	蒲郡市役所	1,920	4	1,924	—	1,924
	田原市役所	1,219	5	1,224	—	1,224
	設楽町役場	82	0	82	—	82
	東栄町役場	45	0	45	—	45
	豊根村役場	17	1	18	—	18
合 計		20,410	124	20,534	608	21,142

注 6市町村設置の窓口においては、当該市町村に住民登録がある者又は愛知県外に住民登録がある者で当該市町村に居所がある者等

4 平成30年度一般旅券権限移譲事務スケジュール

		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
広域連合	総務課			規約(案)の県との調整					○ 規約変更届出(県へ) ○ 変更通知(構成市町村へ) ○ 規約の公表		
	議会			○ みらい広域委員会 ・権限移譲の内容説明					○ 2月議会 ・予算案提出 ・広域計画改訂		
構成市町村	旅券担当課										
	旅券担当課										
県	規約担当課										
	議会						○ 12月議会 ・事務処理特例条例改正				

一般旅券事務開始